

令和6年度 南丹市立 幼稚園入園のしおり (教育施設利用の案内)

はじめに

幼稚園とは、3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育施設です。

市内に住む子どもたち誰もが利用することができます。

このしおりは、市立2園の入園の申し込みについてご案内するものです。

私立幼稚園・私立認定こども園への入園を希望される方は、直接園にお問い合わせください。



南丹市内の幼稚園について

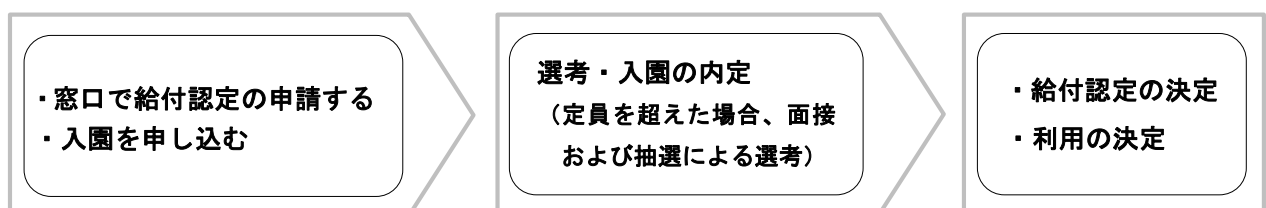
	幼稚園名	利用時間		休園日
市立幼稚園	園部幼稚園 TEL：0771-68-0083 住所：園部町小桜町44番地	月・火・木・金	8:30~14:00	土日祝 春：3/21-4/5 夏：7/22-8/30 冬：12/24-1/7
		水	8:30~11:30	
	八木中央幼稚園 (八木中央幼児学園 短時部※1) TEL：0771-42-5189 住所：八木町西田河原條42番地	月～金	8:30~14:00	
私立幼稚園	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園 TEL：0771-62-1674 住所：園部町美園町1号78番地	月～金	9:00~14:15	土日祝 春：3/21-4/8 夏：7/21-8/31 冬：12/21-1/9
私立認定こども園	社会福祉法人京都ルーテル会 南丹のぞみ園(幼稚園利用分※2) TEL：0771-68-2255 住所：園部町小山東町平成台1号21番地	月～金	9:00~14:00	土日祝 春：3/23-4/8 夏：7/21-8/31 冬：12/24-1/7

※1 八木中央幼児学園は、幼稚園(短時部)と保育所(長時部)により構成されています。

※2 認定こども園は幼稚園と保育所が一体化した施設です。幼稚園利用を案内しています。

※ 施設見学を希望される方は、各園へお問い合わせください。

1. 南丹市立幼稚園の入園手続きの流れ



2. 給付認定申請とは

幼稚園を利用するには、「子ども・子育て支援新制度」において、「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。また、保育の必要性があって預かり保育を利用する保護者は、「施設等利用給付認定」により月11,300円の範囲内で無償（償還払い）になります。

認定区分	認定の種類	保育の必要性	利用先	申請が必要な方
1号認定	教育・保育給付	なし	市立幼稚園、認定こども園（教育）	市立幼稚園・認定こども園（教育）を利用するすべての方
2号/3号認定	施設等利用給付	あり	幼稚園の預かり保育等	保育の必要性があって預かり保育を利用する方

※年齢により、2号は3歳～5歳、3号は0歳～2歳となります。

※市立幼稚園の3号認定はありません。

●保育の必要性について

保育の必要性の事由（※期間）		必要な書類
就労	月48時間以上、労働することを常態としている場合（下限基準例：1日4時間×週3日）	被雇用者：就労証明書、 自営等：就労状況（予定）申告書
妊娠 出産	妊娠中及び出産後間がない場合 ※産前6週間前にあたる日から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	保育必要性の申立書 （その他用）
疾病・負傷 障がい	保護者が病気や障がいのため保育が困難な場合	保育必要性の申立書 （疾病・負傷・障がい用）
同居親族の常時の介護・看護	同居親族（長期間入院をしている親族を含む）の方を常時介護・看護している場合	保育必要性の申立書 （介護・看護用）
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたっている場合	保育必要性の申立書 （就学・災害復旧用）
継続的な求職活動	仕事を探している場合 ※効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間	求職活動状況申告書
就学・職業訓練	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合 ※卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間	保育必要性の申立書 （就学・災害復旧用）
虐待やDVのおそれがある場合	虐待または配偶者からの暴力により、保育が困難な場合	保育必要性の申立書 （その他用）
その他	前項に類して市長が認める場合	保育必要性の申立書 （その他用）

3. 令和6年度の募集人数について

受入対象児の年齢	施設名	新規募集 人数	施設名	新規募集 人数
5歳児(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)	園部 幼稚園	15名	八木 中央 幼稚園	10名
4歳児(平成31年4月2日～令和 2年4月1日生まれ)		15名		15名
3歳児(令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生まれ)		50名		20名

4. 申し込み方法について

●令和6年度入園一斉申込み 令和5年11月1日(水)～11月24日(金)

＜一斉申込期間後の受付について＞

定員に空きがあれば、いつでも入園の申し込みができます。随時、ご相談ください。

南丹市子育て支援課（園部町小桜町 47 番地 中央庁舎 2 階） TEL 0771-68-0017

【受付場所】 子育て支援課、市役所各支所総務課、各幼稚園

【受付時間】 市役所 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日除く）
幼稚園 各開園時間内

5. 提出書類について

次の書類を提出してください。書類の様式は、各受付場所で備え付けているほか、南丹市役所ホームページ「のびのびなたん」からも印刷が可能です。

●全ての方

必要な書類	備考
給付認定申請書兼市立幼稚園申込書	子ども1人につき1部必要です。
個人番号提供書（マイナンバー関係書類）	1世帯につき1部必要です。 【添付書類】 ・記載した全員分の個人番号が分かるものの写し （マイナンバーカードなど） ・申請保護者の本人確認書類の写し

◎保育の必要性があって、預かり保育を希望する方

保育の必要性の証明書類	保護者それぞれに必要
-------------	------------

◎保護者（世帯）・児童の状況ごと

在宅障がい児（者）のいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の証書 の写し
生活保護受給中の方	生活保護受給証明書
令和5年1月1日時点の住民登録が他市町村の方	マイナンバーによる情報連携により、市で課税状況を確認しますが、確認できない場合は課税証明書の提出を依頼します。
海外に居住していた方	海外での所得情報を市民税相当額として算定します。

6. 幼稚園保育料について

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園保育料は0円です。給食費や通園費等は、実費相当の費用が必要です。

■副食費について

八木中央幼稚園では給食（副食：おかず）を行っています。月額3,500円です。

※日割りはありません。8月分は夏季休業期間のため料金は発生しません。

●副食費の免除

世帯の収入や子どもの数により免除があります。

- ① 市民税所得割の額が77,101円未満の世帯の子
- ② 小学校3年生以下の範囲で、最年長の子どもから順に、3人目以降の子
(4～7月分は前年度の市民税情報、9～3月分は当年度の市民税情報を参照します。)

■一時休園する場合について

一時休園する場合は、休園する月までに、園に申し出て休園届を提出してください。

■副食費の納付方法について

原則、口座振替（京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・JA・ゆうちょ銀行・りそな銀行）でお願いします。

必ず納期限内に納付してください。滞納されると、登園の停止または退園を命ずる場合があります。

7. 預かり保育（幼稚園型一時預かり事業）について

在籍園児を対象とした預かり保育を各園で実施しています。午後5時までの利用が可能で、別途料金が必要です。預かり保育の内容は、各幼稚園で定められていますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

■預かり保育料について

1回あたり200円（令和5年10月現在）で、別途おやつ代が必要です。

✓預かり保育料の無償化について

※保育の必要性の認定手続きにより、月額11,300円の範囲内で無償となります。（おやつ代を除く）

利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（利用日数×450円＝月額の上限額）

市立幼稚園は、1日200円のため、利用日数に関わらず上限額以内です。

<月額算定例>

利用料	利用 日数	上限額	無償化 対象	実質 負担額
2,000 円	10 日	10 日×450 円＝4,500 円	2,000 円	0 円
9,500 円	20 日	20 日×450 円＝9,000 円	9,000 円	500 円